

令和4年度 第11回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和5年2月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第11回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
○		5	小岩孝徳	議事参与の制限
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
	○	8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	議事参与の制限
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
○		山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度

第11回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和5年2月27日

日程	議案番号	付議事件
		開会宣言 14時30分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 12番 大家 市衛 委員 13番 吉田 富美男 委員
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について
5		その他
		閉会宣言 15時15分

令和4年度 第11回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第11回魚沼市農業委員会総会は、令和5年2月27日魚沼市地域振興センター2階コンベンションホールに招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号8番中澤正規委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和4年度第11回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

それでは、続きまして部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会として特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会は今日総会終了後、地区部会・情報交換会という形で行います。

第3地区部会副会長（大家市衛委員）

中澤さん欠席ですので、私が報告いたします。第3部会はこの本会議終了後、意見交換会を行いたいと思います。よろしく申し上げます。

第4地区部会会長（小西正春委員）

第4部会も報告事項はございません。

広報部会会長（星 美喜雄委員）
広報部会は特にありません。

議長（上村会長）
ただいま報告事項ということで、それぞれ報告がありました。内容につきまして
質問・ご意見がある方はご発言をお願いいたします。

議長（上村会長）
質疑、質問、ご意見等、特にないようですので、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）
日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。
議長に一任願えますでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、議席番号12番大家市衛委員並びに議席番号13番吉田富美男委員の両
名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）
日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局よ
りご報告をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）
議案書の3ページをご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は12件、26
筆、24,048.00㎡の届出がありました。主な解約の理由は、第三者に利用権設定す
るためとなっております。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は
以上です。

議長（上村会長）
報告第1号につきましては、事前配付ということで目を通していただけたかと思
います。事務局の報告のとおり内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言
をお願いいたします。
（特になし）
特にないようですので、報告第1号については、事務局の報告のとおりといたし

ます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は23件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方により継続して耕作されていくものと思います。整理番号5番・13番・14番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買5件、使用貸借権設定2件の合計7件です。

整理番号1番につきましては、議事参与の制限により小岩委員は退席をお願いいたします。

（小岩孝徳委員退席）

整理番号1	申請地	*****	田	206 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢になり規模を縮小するため、この度譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号整理番号1番につきまして、事務局の報告に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

小西正春委員

整理番号1番ですが、2月19日に＊＊さん、＊＊さんから話を聞いてきました。現地は雪のために確認はできませんが、去年までは＊＊さんが耕作していたということですので、問題はないと思います。

議長（上村会長）

それでは、整理番号1番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第1号整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

（小岩孝徳委員着席）

それでは、引き続きお願いいたします。

事務局（森山係長）

整理番号2 申請地 ＊＊＊＊＊ 畑 143 m²

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、農業経営規模拡大を図るためです。譲受人は、自宅近くの譲渡人の宅地を取得した際、その宅地に隣接する農地を取得し、耕作するために申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 ＊＊＊＊＊ 田ほか3筆 合計1,491 m²

譲渡人 ＊＊＊＊＊

譲受人 ＊＊＊＊＊

権利種別 所有権移転 売買 ＊＊＊＊＊円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は以前より申請地を耕作しており、この度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を一部所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請地 **** 田ほか1筆 合計2,027㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は、自身では作業できないため、近くを耕作する譲受人とこの度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号5 申請地 **** 田ほか2筆 合計2,091㎡
譲渡人 ****
譲受人 ****
権利種別 所有権移転 売買 ****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲渡人は、自身では作業できないため、近くを耕作する譲受人とこの度、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりませんが、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号6番・7番は経営移譲のための親子間での使用貸借権再設定です。

以上、整理番号2番から7番まで議案書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全て満たしていると考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

それでは整理番号2番以降、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

吉田富美男委員

整理番号2番ですが、申請地の隣に**さんが耕作している畑がありまして、**さんの畑を耕作できれば効率が上がって非常にいい畑になるということで、今回取得に至ったわけです。

整理番号3番に関しては、先ほど事務局から説明があったように、数年来申請地は**さんが作業委託を受けて耕作していた場所です。今後、**さんがこっち来て耕作するというのはほとんど不可能なので、今回取得という話が出て取得に至ったわけです。

金井藤郎委員

整理番号4番・5番ですが、2月19日に井川推進委員とそれぞれ訪問させていただきました。現地は雪で確認できないんですが、去年付近を通った時にはちゃんと耕作されていました。今回、ほ場整備の関係で秀雄さんが取得することになったということで、特別問題はないです。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいた

します。

「なし」の声あり。

質問・ご意見等ないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する2番・3番・4番・5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

続いて、使用貸借権設定に関わる整理番号6番・7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から7番まで異議なしと認め許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

なお、議事参与の制限がありますので、櫻井信夫委員は退席いただきます。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号1 申請地 **** 田 498 m²

農地区分 第3種農地

権利種別 所有権移転 売買

譲渡人 ****

譲受人 ****

申請概要 一般住宅3階建1棟

転用目的 一般住宅建築用敷地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請地は**地内の農地です。申請人は冬期間の除雪作業の軽減や生活の利便性を確保するため、この度、市内中心部周辺地域の申請地を取得し住宅を建築する旨の申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

井口恒一郎委員

整理番号1番ですが、2月18日に現地を確認してまいりました。現地は残念ながら積雪のため、状況の細部につきましては確認できなかったわけですが、同日、譲受人である**さんと電話で確認をさせていただきましたし、譲渡人の**さんと直接お会いしまして、お話を聞かせていただきました。現地につきましては、住宅地でありますので問題はないと思います。また、詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（山之内副参事）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）

件数 63件

筆数 367筆

面積 276,987.71㎡

所有権移転

件数 7件

筆数 27筆

面積 17,558.00㎡

なお、表示していない部分なんですけど、農地中間管理機構との利用権設定の取り扱いについて、若干ご説明申し上げます。従前は農地所有者から農地中間管理機構

への農用地利用集積計画と農地中間管理機構から耕作者への農用地利用配分計画の二つに分かれて処理されていましたが、人・農地等関連施策の見直しに伴い、今年度限りで農用地利用配分計画が廃止となります。このため、従来方式に代わり、集積一括方式による取り扱いとなったことから、農地中間管理機構との利用権設定については1の利用権設定に含んだものです。今回の案件では、40 ページ整理番号4-1がそれに該当します。

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、41 ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆
			合計 2,093 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-2	所有権を移転する農用地	*****	田 3,478 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか2筆
			合計 2,861 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-4	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
			合計 940 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-5	所有権を移転する農用地	*****	田ほか13筆
			合計 7,355 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-6	所有権を移転する農用地	*****	田 287 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	所有権移転 売買	対価	*****円
整理番号5-7	所有権を移転する農用地	*****	田 544 m ²

所有権を移転する者 *****
所有権の移転を受ける者 *****
所有権移転 売買 対価 *****円

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明がありました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

浅井守雄委員

本件の整理番号1-32の中に、解除条件付きという項目が入っておりますけれども、この内容等を承知していたらお聞かせ願いたいと思います。

事務局（山之内副参事）

解除条件付きの件ですけれども、一般財団法人魚沼農耕舎さんが農地所有適格法人の扱いとなっていない一般の団体ということで、その際、解除条件付きと他の団体さんとは違う条件が付くというかたちになっています。では、どんな条件が付くかと言いますと、要するに有効に利用されていないであるとか、借りたときの条件についてきちんと守られていない場合については解除されますよというような、簡単に言いますとそういったような内容になっています。

浅井守雄委員

適格法人になっていないという説明なんですけれども、これ初めて聞くんですが適格法人でない場合という認知されているので了解したんですけど、この件についてどのような制限があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（上村会長）

いわゆる適格法人についての資格ということですか。具体的な内容が分かれば。

事務局（松井事務局長）

今のご質問ですけれども、まず法人の形態要件としましては株式会社、合資会社、合同会社、農事組合法人、ほとんどなれます。その他の事業要件としまして、主たるの事業が農業であることということで、農業の売上高が過半を占めているということ。それから議決要件としまして、農業関係者が総議決権の過半を占めていること。それから役員要件としまして、役員の過半が農業に常時従事する構成員であること、役員又は重要な使用人の一人以上が農作業に従事していること。後は一般的な要件として全ての農地を効率的に利用することなどが条件となっております。これにつきましては、業務必携の79ページに記載してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

浅井守雄委員

はい。後は勉強します。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。この解除条件というのは、おそらく細かい部分については、今言った業務必携の中に既定していますけれども、さわりは今事務局長が話したとおりでございますけれども、後ほどまた一つ帰って確認しておいてください。疑問点ありましたら私のほうにお願いいたします。

他にどうでしょうか。

(特になし)

それでは特にはないようですので、採決に入ります。議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局の報告・計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（桑原主任）

- ・令和4年分の賃借料情報について

事務局（松井事務局長）

- ・農業委員、推進委員の現在の応募状況について

議長（上村会長）

本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。これにて終了いたします。大変ありがとうございました。

(時刻は15時15分)

上記会議の内容は、令和4年度第11回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 番

議席番号 番
